

Ⅲ 決算に関する情報

○平成22年度決算(交付税及び譲与税配付金勘定)

・歳入歳出決算の概要

(単位:百万円)

歳入		歳出	
一般会計より受入	18,790,321	地方交付税交付金	17,193,551
租税	2,058,107	地方特例交付金	383,165
地方揮発油税	294,248	児童手当及子ども手当特例交付金	233,654
地方道路税	0	減収補てん特例交付金	149,511
石油ガス税	11,888	地方譲与税譲与金	2,069,189
自動車重量税	306,479	地方揮発油譲与税譲与金	305,980
航空機燃料税	13,623	地方道路譲与税譲与金	0
特別とん税	11,890	石油ガス譲与税譲与金	12,458
地方法人特別税	1,419,976	自動車重量譲与税譲与金	308,131
借入金	33,617,295	航空機燃料譲与税譲与金	14,716
雑収入	3	特別とん譲与税譲与金	11,956
前年度剰余金受入	773,720	地方法人特別譲与税譲与金	1,415,945
		事務取扱費	248
		諸支出金	-
		国債整理基金特別会計へ繰入	33,703,259
		予備費	-
合計	55,239,448	合計	53,349,413

※ 百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の予算額

(一般会計からの繰入金の実績額) ……18,790,321 百万円
 (予算に計上した繰入金の額) ……18,790,321 百万円

・借入金等の額及び当該借入金等の予算額

(借入金等の額) ……33,617,295 百万円
 (予算に計上した借入金等の額) ……33,617,295 百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) ……1,890,035 百万円
 (剰余金が生じた理由)

地方交付税交付金の支出残額の翌年度繰越(補正予算により増額された1.3兆円のうち、平成22年度に交付する0.3兆円を控除した額を翌年度に繰り越す措置を講じたことによるもの)、地方譲与税譲与金の未譲与(各譲与税法等に基づき、当該年度の最後(2月及び3月)の譲与後に係る租税収入は翌年度に譲与)及び借入金の利払い差額によるもの等。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰り入れられ、地方交付税交付金、地方譲与税譲与金の財源として使用。